

「物産館無花果」のリニューアルに向けた基本計画策定委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「物産館無花果」のリニューアルに向けた基本計画策定委託業務を実施するにあたり、当該委託業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下、「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

(1) 業務の名称

「物産館無花果」のリニューアルに向けた基本計画策定委託業務

(2) 業務の目的

本業務では、本町の観光の重要拠点である「物産館無花果」のリニューアルにあたり、当店舗が観光客の目的地として選ばれるよう魅力を向上させるとともに、高知県東部の観光のハブとしてより多くの観光客を呼び込み、地域経済の活性化につなげる拠点として再生するための基本計画を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

「物産館無花果」のリニューアルに向けた基本計画策定委託業務仕様書のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和8年2月10日（火）まで

(5) 業務上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 審査委員会の設置

別途定める「「物産館無花果」のリニューアルに向けた基本計画策定委託業務審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル方式

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書等及び企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、予め定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、契約候補者と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではない。選定後には、契約候補者と町は、企画提案書の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。なお、5日以内（町の閉庁日を除く。）に交渉が整わない場合は、審査の結果、次点とされた者が、改めて町と交渉を行う。

企画提案者が4者を超えた場合、提出された企画提案書等により第1次審査会（書

類審査)を実施し、第2次審査会(プレゼンテーション)に進む上位3者を選定する。審査会を実施したときは、速やかに全ての企画提案者へその結果を電子メールにより通知する。

なお、審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

6 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 本業務の受託選定は、単体企業、又は代表企業と構成企業からなる共同企業体の組織とする。
- (2) 共同企業体の結成要件
 - ① 自主的に結成された事業共同体であること。
 - ② 本業務の履行に必要な要員を配置できる者であること。
 - ③ 共同企業体の構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の共同企業体の構成員となることはできない。
- (3) 単体企業及び共同企業体の各構成員の参加資格要件
構成員は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 奈半利町から指名停止措置を受けていない者であること。
 - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
 - ④ 法人税(個人は所得税)、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
 - ⑤ 奈半利町暴力団排除条例(平成22年条例第16号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。

7 質疑と回答

質疑は、令和7年7月23日(水)午後5時までに質疑書(別紙様式-①)により持参又は郵送(必着かつ書留郵便又は配達証明に限る)若しくはFAX、電子メールで受け付ける。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は奈半利町のホームページに掲載する。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者は、参加申込書(別紙様式-②)と次表に記載された参加資格審査書類を添えて申込むこと。

[提出書類、様式及び提出部数等]

	提出書類の名称	用紙規格	提出部数
1	参加申込書 ※別紙様式-②	A4縦向	1部
2	資格要件確認書 ※別紙様式-③	A4縦向	1部
3	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	—	1部
4	納税証明書(法人税・消費税)	—	1部

5	法人等概要書 ※別紙様式-④	A4縦向	1部
6	これまでの主な事業実績一覧表 ※任意様式	A4縦向	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明に限る）又は持参

② 提出期限

令和7年7月30日（水）午前10時（必着）

③ 提出先

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙 1659 番地 1
奈半利町地方創生課 西森 宛

(2) 資格要件の確認

町で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を審査する。申込者の資格要件の審査が完了したら、確認結果を令和7年8月4日（月）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、町が通知した日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- ② 町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（町の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

9 企画提案書等の作成

別途定める「物産館無花果」のリニューアルに向けた基本計画策定委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

「物産館無花果」のリニューアルに向けた基本計画策定委託業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別途定める「物産館無花果」のリニューアルに向けた基本計画策定委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり審査を行う。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会の後、全ての参加者に文書にて通知する。なお、審査結果は奈半利町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象となる。

12 日程（予定）

項 目	日 程
募集要領の公示	令和7年7月16日
質疑書提出期限	令和7年7月23日
参加申込期限（書面）	令和7年7月30日
参加資格の確認通知	令和7年8月4日

企画提案書提出期限	令和 7 年 8 月 15 日
第 1 次審査会（書類審査）※ 4 社以上の場合	令和 7 年 8 月 21 日
第 1 次審査会の結果通知	令和 7 年 8 月 22 日
第 2 次審査会（プロポーザル選考会）	令和 7 年 8 月 28 日
委託先決定、契約	令和 7 年 9 月 1 日
基本計画業務完了	令和 8 年 2 月 10 日

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(町及び審査委員会での使用に限る。)する。
- (3) 提出された企画提案書は、奈半利町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象文書になる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙様式－⑤により提出させる。開示・非開示の判断は別紙様式－⑤に基づき行うものではなく、別紙様式－⑤を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断する。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

14 その他

- (1) 参加申込書受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後、町との契約等において不利益な取扱いをすることはしない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とする。
- (4) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがある。
 - ① 提出書類に不足があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、奈半利町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (5) 審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けない。

15 問い合わせ先

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙 1659 番地 1

奈半利町地方創生課 担当：西森

TEL：0887-38-7775 FAX：0887-38-7788

E-mail：chihouseisei@town.nahari.kochi.jp（地方創生課代表アドレス）